

区財政を取り巻く環境

- 1 消費税率引上げによる歳入と使途
- 2 不合理な税制改正
- 3 港区版ふるさと納税制度

1 消費税率引上げによる歳入と使途

平成 26 年の地方税法改正を踏まえ、消費税率引上げ分（5→8%）の地方消費税収については、全て消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に活用します。

令和元年 10 月からの消費税率引上げ（8→10%）に伴う増収については、幼児教育・保育の無償化などの社会保障の充実に要する経費に活用します。

令和 2 年度における地方消費税率引上げ分の歳入予算額

- ・歳入予算額 31 億 7,356 万円
- （5→8%引上げ分 17 億 656 万円）
- （8→10%引上げ分 14 億 6,700 万円）

令和 2 年度の使途

（単位：千円）

対象分野	対象事業 (具体的な事業の例示)	予算額	財源内訳			
			特定財源	一般財源		
				地方消費税 交付金 引上げ分	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	介護給付・訓練等給付、 障害児通所支援事業	4,014,407	2,630,833	1,539,312	5,698,974
	高齢者福祉事業	地域包括ケアシステム推進事業、 認知症予防・支援事業	252,928	25,292		
	子ども・子育て支援事業	私立幼稚園保育料等給付、 港区保育室保育料給付	6,307,749	1,754,856		
	生活保護扶助事業	生活保護、 生活困窮者自立支援事業	4,550,821	3,476,638		
	小計		15,125,905	7,887,619		
社会保険	国民健康保険事業	国民健康保険事業会計繰出金	2,280,320	926,014	997,041	5,392,666
	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療会計繰出金	2,153,529	198,618		
	介護保険事業	介護保険会計繰出金	3,201,923	121,433		
	小計		7,635,772	1,246,065		
保健衛生	地域医療対策事業	休日診療、小児初期救急診療事業	100,163	4,504	637,206	2,359,119
	疾病予防対策事業	予防接種事業、各種がん検診	2,996,814	171,027		
	健康増進対策事業	健康増進センター管理運営、 健康教育	84,611	9,732		
	小計		3,181,588	185,263		
合計			25,943,265	9,318,947	3,173,559	13,450,759

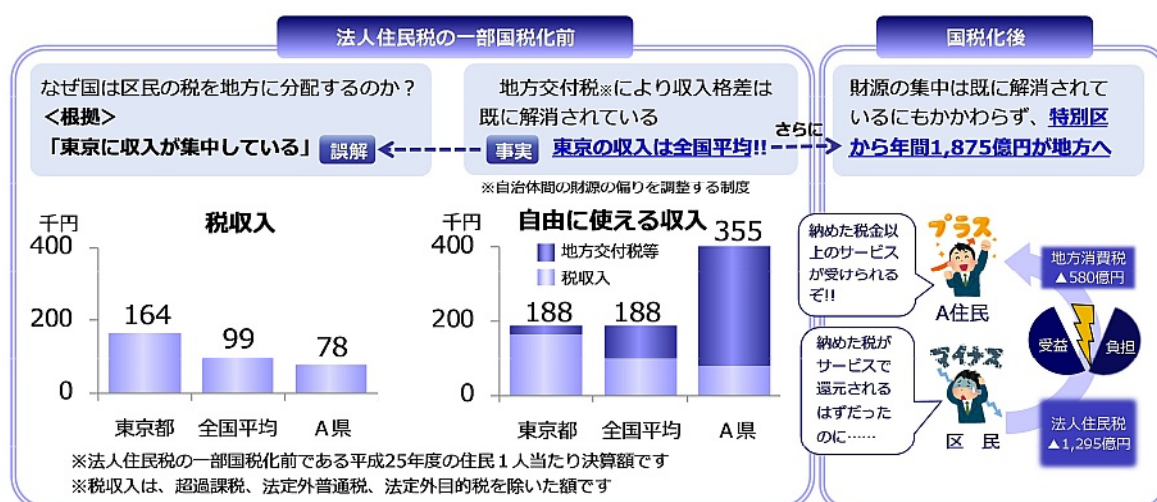
2 不合理な税制改正

特別区全体で年間 1,875 億円もの税金が、不合理な税制改正により、区民に還元されることなく地方に分配されることとなります。

今必要なことは、税財源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度ではなく、各地域を支える地方税財源全体の充実強化を図り、日本全体が持続可能な発展をめざすことです。

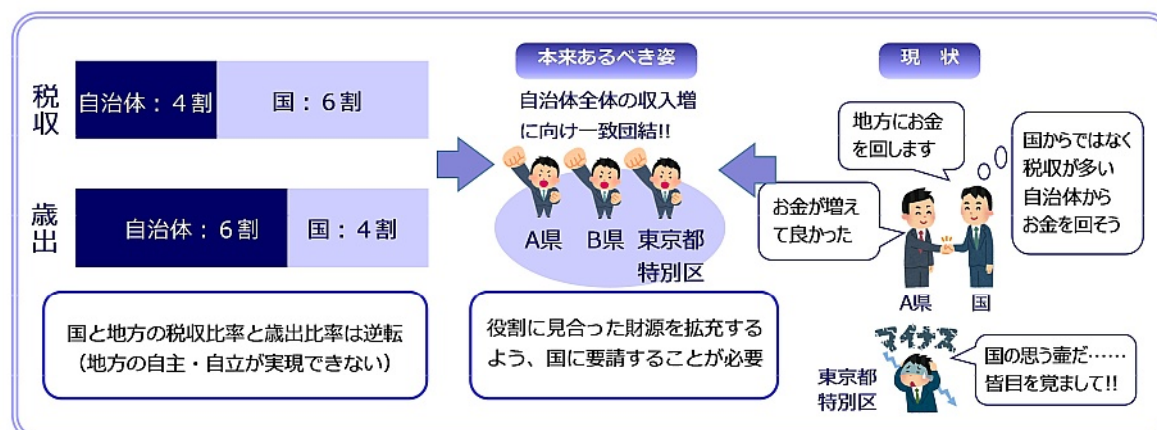
● 不合理な税制改正

都市と地方の収入の格差は、地方交付税等により、実際には解消されているにもかかわらず、都市と地方の収入に格差があるとして、法人住民税の一部国税化と地方への再分配、地方消費税の清算基準見直しなど、国は不合理な税制改正を断行しました。その結果、特別区全体で年間 1,875 億円もの、本来区民に還元されるべき行政サービスの税財源が地方に分配されることとなります。



● 地方の役割に見合った税財源の確保

真の地方自治に向けて必要なことは、自治体間での税財源の奪い合いではなく、国から地方自治体への税源移譲を進め、地方の役割に見合った税財源を確保していくことです。



3 港区版ふるさと納税制度

ふるさと納税は、寄付を通じてふるさとへ貢献する仕組みです。港区版のふるさと納税は、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が区の取組を応援する制度です。港区版ふるさと納税を通じて、活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進します。

● 港区版ふるさと納税制度

区は、区民や区民以外の方々に、区を応援し、区政に関心を持っていただくため、寄付の使い道を明確にした「港区版ふるさと納税制度」を平成 30 年度から開始しました。平成 30 年度の寄付額は 349 万 7 千円となっています。令和 2 年度は子育て・教育分野など 6 分野の事業への寄付のほか、寄付者が応援する団体の寄付を募ります。



● ふるさと納税制度と区財政への影響額

ふるさと納税制度は、納税者が寄付先を選択する制度です。選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなったり、応援したい地域の力になることができるなど意義のある制度ですが、一部の住民のみが税負担の減少と返礼品という恩恵を受けるという不公平が生じる側面もあります。港区では令和元年度は 43 億円、2 年度は、6 月以降の制度見直しにより、指定を受けていない自治体への寄付に控除が適用されなくなることにより、減収は鈍化するものの、**52 億の減収**となる見込みであり、区財政に与える影響は大変大きくなっています。

ふるさと納税制度による税額控除(減収)額の推移

